

# 「単独親権違憲」集団提訴

## 父母12人 国に賠償求め

東京地裁

離婚後に父母の一方にのみ親権を認める民法の単独親権制度は、法の下の平等を定めた憲法に反するなどとして、8都道府県に住む12人が22日、計1200万円の国家賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。単独親権の違憲性を巡る集団訴訟は初とみられる。

【異賛司】

訴えたのは、子どもと別居中の40~60代の父母。訴状によると、原告側は、結婚している。

訴えたのは、子どもと別居中の40~60代の父母。訴状によると、原告側は、結婚している。

訴えたのは、子どもと別居中の40~60代の父母。訴状によると、原告側は、結婚している。

国は「訴状を受け取っていないのでコメントできない」としている。

単独親権については離婚が争われた別の訴訟で東京高裁が2018年9月、「親権は、子の福祉が考慮されるべきであるから、単純に共同親権ではないといふ理由で憲法に反する」とは言えない」と判断し、確定している。

面会交流権訴訟  
原告の請求棄却

東京地裁

「親権がない」と述べた。  
国は「主張が認めら  
れたと理解している」  
とのコメントした。

【異賛司】

離婚や別居で面会交流の機会を確保するための立法措置が講じられていないのは違憲として、子どもも含めなくなつた親が計900万円の国家賠償を求めた訴訟で、東京地裁は22日、請求を棄却した。原告は父母14人。離婚や別居した際に、家族間で子どもと面会する約束を交わしていくが、実現していないと訴えていた。前沢達朗裁判長は「別居している親の面会交流権が憲法上保障された権利であるということは

親権

親が未成年の子どもに対して持つ権利と義務の総称。身の回りの世話や教

育をする監護権のほか、住む場所の決定や職業選択を許可する権利などがある。日本ではかつて父親が親権者とされていたが、戦後の民法改正で婚姻中の父母に共同親権が認められた。離婚後は父母の片方のみに認められ、協議で合意できなかった場合は調停や裁判で決まる。



東京地裁に提訴後、記者会見をする原告ら=東京・霞が関の司法記者クラブで22日、吉田航太撮影